平成２９年（フ）第３２０８号
東京都江東区白河４丁目９―14―103
破産者　島田　政子
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４７５号
東京都練馬区上石神井４丁目１番９号
破産者　有限会社ムカイヤマ工務店
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５１２号
東京都練馬区石神井台５丁目６番10号
破産者　株式会社御幸光学工業所
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５１４号
東京都練馬区石神井台５丁目６―10
破産者　安田　眞司
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４１３４号
東京都大田区大森南１丁目23番２号
破産者　有限会社アドバンス工業
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４１３５号
東京都大田区西蒲田１丁目５―４、開始決定時の住所東京都品川区南大井１丁目４―７―201
破産者　坂田　金一
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２２５号
埼玉県さいたま市大宮区大門町３丁目143―１―1201、開始決定時の住所埼玉県さいたま市北区土呂町１丁目27―25
破産者　岩下　一正
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４８０８号
千葉県松戸市小根本137番地の１　アルス松戸カームガーデン111号、商業登記簿上の本店所在地東京都江戸川区松江６丁目６番16号
破産者　株式会社マイタン
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４８３２号
東京都八王子市元本郷町２丁目５―15―202
破産者　品田　恵美
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９５７号
東京都港区六本木１丁目３―40―1301
破産者　福田　　靖
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５１６３号
東京都杉並区阿佐谷北４丁目６―３―103
破産者　石原　壽美
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５１９６号
東京都練馬区早宮１丁目19―７　ビアンカ氷川台Ｂ棟202
破産者　大町　修司
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５２８１号
東京都練馬区豊玉北４丁目５―11―807
破産者　廣田　敬子
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５２９６号
東京都杉並区下高井戸４丁目36―13―303
破産者　大和　優一
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５３１３号
東京都墨田区八広３丁目39―５―502
破産者　遠藤　祐一
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５３６９号
東京都港区台場１丁目３―２―1007
破産者　藤井　幸彦
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５１８号
東京都中央区湊２丁目16―26―302
破産者　千葉　　剛
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５４２号
東京都江戸川区本一色１丁目７番15号
破産者　株式会社シバ
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７８７号
東京都青梅市天ケ瀬町1193番地の３
破産者　有限会社五用設計
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９６４号
東京都豊島区南大塚１丁目10―15
破産者　高田　早苗
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６０８０号
東京都練馬区南田中５丁目25番28号
破産者　佑盛株式会社
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６０８１号
東京都練馬区南田中４丁目７―７　ラフォーレ小見野Ⅲ　105、開始決定時の住所東京都練馬区南田中５丁目25―28―302
破産者　遠藤純子こと　**呉**　　孟儒
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部